

栗原ハイツ管理規約 現行・提案 対照表

現 行	提 案	標準管理規約（団地型）
<p style="text-align: center;">栗原ハイツ管理規約</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>（目的） 第 1 条 この規約は、栗原ハイツの管理又は使用に関する事項等について定めることにより、区分所有者の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保することを目的とする。</p> <p>（定義） 第 2 条 この規約において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 区分所有権 : 建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という）第 2 条第 1 項の区分所有権をいう。</p> <p>(2) 区分所有者 : 区分所有法第 2 条第 2 項の区分所有者をいう。</p> <p>(3) 占有者 : 区分所有法第 2 条第 3 項の占有者をいう。</p> <p>(4) 専有部分 : 区分所有法第 2 条第 3 項の専有部分をいう。</p> <p>(5) 共有部分 : 区分所有法第 2 条第 4 項の共有部分をいう。</p> <p>(6) 敷地 : 区分所有法第 2 条第 5 項の建物の敷地をいう。</p> <p>(7) 共用部分等 : 共用部分及び付属施設をいう。</p> <p>(8) 専用使用権 : 敷地及び共用部分等の一部について、特定の区分所有者が排他的に使用できる権利をいう。</p> <p>(9) 専用使用部分 : 専用使用権の対象となっている敷地及び共用部分等の部分をいう。</p> <p>（規約の遵守義務） 第 3 条 区分所有者は、円滑な共同生活を維持するため、この規約及び付属規定を誠実に遵守しなければならない。</p> <p>2 区分所有者は、同居する者に対してこの規約及び付属規定に定める事項を遵守させなければならない。</p> <p>（対象物件の範囲） 第 4 条 この規約の対象となる物件の範囲は、別表第 1 に記載された敷地、建物及び付属施設（以下「対象物件」という）とする。</p> <p>（規約の効力） 第 5 条 この規約は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても、その効力を有する。</p> <p>2 占有者は、対象物件の使用方法につき、区分所有者がこの規約に基づいて負う義務と同一の義務を負う。</p> <p>（管理組合） 第 6 条 区分所有者は、第 1 条に定める目的を達成するため、区分所有者全員をもって、栗原ハイツ管理組合（以下「管理組合」という）を構成する。</p> <p>2 管理組合は、事務所を管理棟内に置く。</p> <p>3 管理組合の業務、組織等については、第 6 章に定めるところによる。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 赤字 追加及び変更 青字 現行を残した </div> <p style="text-align: center;">栗原ハイツ管理規約</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>（目的） 第 1 条 この規約は、栗原ハイツの管理又は使用に関する事項等について定めることにより、区分所有者<u>団地建物所有者</u>の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保することを目的とする。</p> <p>（定義） 第 2 条 この規約において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 区分所有権 : 建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という）第 2 条第 1 項の区分所有権をいう。</p> <p>(2) 区分所有者 : 区分所有法第 2 条第 2 項の区分所有者をいう。</p> <p>(3) 団地建物所有者 : 区分所有法第 65 条の団地建物所有者をいう。</p> <p>-(3) (4) 占有者 : 区分所有法第 26 条第 3 項の占有者をいう。</p> <p>-(4) (5) 専有部分 : 区分所有法第 2 条第 3 項の専有部分をいう。</p> <p>-(5) (6) 共有部分 : 区分所有法第 2 条第 4 項の共有部分 (以下「棟の共用部分」という。) 及び区分所有法第 67 条第 1 項の団地共用部分 (以下「団地共用部分」という。) をいう。</p> <p>(7) 土地 : 区分所有法第 65 条の土地をいう。</p> <p>-(7) (8) 共用部分等 : 共用部分及び附属施設をいう。</p> <p>-(8) (9) 専用使用権 : 敷地土地及び共用部分等の一部について、特定の区分所有者団地建物所有者が排他的に使用できる権利をいう。</p> <p>-(9) (10) 専用使用部分 : 専用使用権の対象となっている敷地土地及び共用部分等の部分をいう。</p> <p>（規約及び団地総会の決議の遵守義務） 第 3 条 区分所有者<u>団地建物所有者</u>は、円滑な共同生活を維持するため、この規約、附属規定及び区分所有法第 65 条の集会 (以下「団地総会」という。)の決議を誠実に遵守しなければならない。</p> <p>2 区分所有者<u>団地建物所有者</u>は、同居する者に対してこの規約、附属規定及び団地総会の決議に定める事項を遵守させなければならない。</p> <p>（対象物件の範囲） 第 4 条 この規約の対象となる物件の範囲は、別表第 1 に記載された敷地土地、建物及び附属施設（以下「対象物件」という。）とする。</p> <p>（規約及び団地総会の決議の効力） 第 5 条 この規約及び団地総会の決議は、区分所有者<u>団地建物所有者</u>の包括承継人及び特定承継人に対しても、その効力を有する。</p> <p>2 占有者は、対象物件の使用方法につき、区分所有者<u>団地建物所有者</u>がこの規約及び団地総会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負う。</p> <p>（管理組合） 第 6 条 区分所有者<u>団地建物所有者</u>は、区分所有法第 65 条に定める団地内の土地、附属施設及び専有部分のある建物の管理を行うための団体として、第 1 条に定める目的を達成するため、区分所有者<u>団地建物所有者</u>全員をもって、栗原ハイツ管理組合（以下「管理組合」という）を構成する。</p>	<p style="text-align: center;">〇〇団地管理規約</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>（目的） 第 1 条 この規約は、〇〇団地の管理又は使用に関する事項等について定めることにより、団地建物所有者の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保することを目的とする。</p> <p>（定義） 第 2 条 この規約において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 区分所有権 建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）第 2 条第 1 項の区分所有権をいう。</p> <p>二 区分所有者 区分所有法第 2 条第 2 項の区分所有者をいう。</p> <p>三 団地建物所有者 区分所有法第 65 条の団地建物所有者をいう。</p> <p>四 占有者 区分所有法第 6 条第 3 項の占有者をいう。</p> <p>五 専有部分 区分所有法第 2 条第 3 項の専有部分をいう。</p> <p>六 共用部分 区分所有法第 2 条第 4 項の共用部分（以下「棟の共用部分」という。）及び区分所有法第 67 条第 1 項の団地共用部分（以下「団地共用部分」という。）をいう。</p> <p>七 土地 区分所有法第 65 条の土地をいう。</p> <p>八 共用部分等 共用部分及び付属施設をいう。</p> <p>九 専用使用権 土地及び共用部分等の一部について、特定の団地建物所有者が排他的に使用できる権利をいう。</p> <p>十 専用使用部分 専用使用権の対象となっている土地及び共用部分等の部分をいう。</p> <p>（規約及び団地総会の決議の遵守義務） 第 3 条 団地建物所有者は、円滑な共同生活を維持するため、この規約及び区分所有法第 65 条の集会（以下「団地総会」という。）の決議を誠実に遵守しなければならない。</p> <p>2 団地建物所有者は、同居する者に対してこの規約及び団地総会の決議を遵守させなければならない。</p> <p>（対象物件の範囲） 第 4 条 この規約の対象となる物件の範囲は、別表第 1 に記載された土地、建物及び付属施設（以下「対象物件」という。）とする。</p> <p>（規約及び団地総会の決議の効力） 第 5 条 この規約及び団地総会の決議は、団地建物所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても、その効力を有する。</p> <p>2 占有者は、対象物件の使用方法につき、団地建物所有者がこの規約及び団地総会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負う。</p> <p>（管理組合） 第 6 条 団地建物所有者は、区分所有法第 65 条に定める団地内の土地、附属施設及び専有部分のある建物の管理を行うための団体として、第 1 条に定める目的を達成するため、団地建物所有者全員をもって〇〇団地管理組合（以下「管理組合」という。）を構成する。</p> <p>2 管理組合は、事務所を〇〇内に置く。</p>